

## 別記第2号様式

## 随意契約結果一覧

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
教育庁 空知教育局	北海道南幌養護学校スクールバス運行業務委託契約(恵庭小・千歳コース)	R6.3.29	フラワー観光バス株式会社 美唄市東2条北1丁目1078番地4	恵庭小・千歳 (通常・行事)コース 1日当たり144,777円  恵庭小・千歳 (特行事)コース 1日当たり144,735円	北海道教育庁空知教育局告示第14号に基づく、北海道南幌養護学校スクールバス運行業務委託契約に係る一般競争入札参加資格を行ったものであり、かつ同業務の受注実績があるもの。  【契約方法の根拠】 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条) 北海道財務規則運用方針第3節関係2	単価契約 総価額 29,244,912円

- 注1 この様式は、年度ごと、月ごと等、適宜区分して使用すること。
- 2 課等ごとに公表する場合は、「課等名」欄は適宜削除して使用すること。
- 3 「契約の相手方」欄は、契約の相手方の商号又は名称及び住所を記載すること。
- 4 公表の対象契約のうち、特定調達契約以外の契約で公表の必要性がある契約において、契約の相手方が個人(事業者である個人を除く。)の場合にあっては、契約担当者等は、北海道個人情報保護条例(平成6年条例第2号)等関係法令に従って取得した個人情報を適正に取り扱い、契約の相手方の個人名を公表しないときには、「契約の相手方」欄に「A」、「B」など個人が特定できないように記載すること。
- 5 「契約の相手方を選定した理由」欄には、決定書等に記載した理由及び契約方法の根拠を記載すること。
- 6 単価契約の場合は、「契約金額」欄に「月額〇〇円」等と記載し、「摘要」欄に「単価契約 総価額〇〇円」等と記載すること。

別記第2号様式

随意契約結果一覧

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
教育庁 空知教育局	北海道南幌養護学校スクールバス運行業務委託契約(恵庭中高・島松コース)	R6.3.29	フラワー観光バス株式会社 美唄市東2条北1丁目1078番地4	恵庭中高・島松 (通常・行事)コース 1日当たり119,992円  恵庭中高・島松 (特行事)コース 1日当たり145,068円	北海道教育庁空知教育局告示第14号に基づく、北海道南幌養護学校スクールバス運行業務委託契約に係る一般競争入札参加資格を行ったものであり、かつ同業務の受注実績があるもの。  【契約方法の根拠】 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条) 北海道財務規則運用方針第3節関係2	単価契約 総価額 24,263,460円

- 注1 この様式は、年度ごと、月ごと等、適宜区分して使用すること。
- 2 課等ごとに公表する場合は、「課等名」欄は適宜削除して使用すること。
- 3 「契約の相手方」欄は、契約の相手方の商号又は名称及び住所を記載すること。
- 4 公表の対象契約のうち、特定調達契約以外の契約で公表の必要性がある契約において、契約の相手方が個人(事業者である個人を除く。)の場合にあっては、契約担当者等は、北海道個人情報保護条例(平成6年条例第2号)等関係法令に従って取得した個人情報を適正に取り扱い、契約の相手方の個人名を公表しないときには、「契約の相手方」欄に「A」、「B」など個人が特定できないように記載すること。
- 5 「契約の相手方を選定した理由」欄には、決定書等に記載した理由及び契約方法の根拠を記載すること。
- 6 単価契約の場合は、「契約金額」欄に「月額〇〇円」等と記載し、「摘要」欄に「単価契約 総価額〇〇円」等と記載すること。

別記第2号様式

随意契約結果一覧

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
教育庁 空知教育局	北海道南幌養護学校スクールバス運行業務委託契約(北広島・恵庭中送りコース)	R6.3.29	フラワー観光バス株式会社 美唄市東2条北1丁目1078番地4	北広島・恵庭中送り (月・火・金)コース 1日当たり138,805円  北広島・恵庭中送り (水)コース 1日当たり138,758円  北広島・恵庭中送り (木・行事)コース 1日当たり115,158円  北広島・恵庭中送り (特行事)コース 1日当たり129,178円	北海道教育庁空知教育局告示第14号に基づく、北海道南幌養護学校スクールバス運行業務委託契約に係る一般競争入札参加資格を行ったものであり、かつ同業務の受注実績があるもの。  【契約方法の根拠】 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条) 北海道財務規則運用方針第3節関係2	単価契約 総価額 26,844,659円

- 注1 この様式は、年度ごと、月ごと等、適宜区分して使用すること。
- 2 課等ごとに公表する場合は、「課等名」欄は適宜削除して使用すること。
- 3 「契約の相手方」欄は、契約の相手方の商号又は名称及び住所を記載すること。
- 4 公表の対象契約のうち、特定調達契約以外の契約で公表の必要性がある契約において、契約の相手方が個人(事業者である個人を除く。)の場合にあっては、契約担当者等は、北海道個人情報保護条例(平成6年条例第2号)等関係法令に従って取得した個人情報を適正に取り扱い、契約の相手方の個人名を公表しないときには、「契約の相手方」欄に「A」、「B」など個人が特定できないように記載すること。
- 5 「契約の相手方を選定した理由」欄には、決定書等に記載した理由及び契約方法の根拠を記載すること。
- 6 単価契約の場合は、「契約金額」欄に「月額〇〇円」等と記載し、「摘要」欄に「単価契約 総価額〇〇円」等と記載すること。

## 別記第2号様式

## 随意契約結果一覧

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
教育庁 空知教育局	北海道南幌養護学校スクールバス運行業務委託契約(江別・大麻コース)	R6.3.29	フラワー観光バス株式会社 美唄市東2条北1丁目1078番地4	江別・大麻 (月・火・金)コース 1日当たり137,604円  江別・大麻 (水)コース 1日当たり137,557円  江別・大麻 (木・行事)コース 1日当たり115,558円  江別・大麻 (特行事)コース 1日当たり137,450円	北海道教育庁空知教育局告示第14号に基づく、北海道南幌養護学校スクールバス運行業務委託契約に係る一般競争入札参加資格を行ったものであり、かつ同業務の受注実績があるもの。  【契約方法の根拠】 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条) 北海道財務規則運用方針第3節関係2	単価契約 総価額 26,691,580円

- 注1 この様式は、年度ごと、月ごと等、適宜区分して使用すること。
- 2 課等ごとに公表する場合は、「課等名」欄は適宜削除して使用すること。
- 3 「契約の相手方」欄は、契約の相手方の商号又は名称及び住所を記載すること。
- 4 公表の対象契約のうち、特定調達契約以外の契約で公表の必要性がある契約において、契約の相手方が個人(事業者である個人を除く。)の場合にあっては、契約担当者等は、北海道個人情報保護条例(平成6年条例第2号)等関係法令に従って取得した個人情報を適正に取り扱い、契約の相手方の個人名を公表しないときには、「契約の相手方」欄に「A」、「B」など個人が特定できないように記載すること。
- 5 「契約の相手方を選定した理由」欄には、決定書等に記載した理由及び契約方法の根拠を記載すること。
- 6 単価契約の場合は、「契約金額」欄に「月額〇〇円」等と記載し、「摘要」欄に「単価契約 総価額〇〇円」等と記載すること。

別記第2号様式

随意契約結果一覧

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
教育庁 空知教育局	北海道南幌養護学校スクールバス運行業務委託契約(江別・豊幌コース)	R6.3.29	フラワー観光バス株式会社 美唄市東2条北1丁目1078番地4	江別・豊幌 (月・火)コース 1日当たり119,225円  江別・豊幌 (金)コース 1日当たり117,620円  江別・豊幌 (水・木・行事)コース 1日当たり107,540円  江別・豊幌 (特行事)コース 1日当たり119,149円	北海道教育庁空知教育局告示第14号に基づく、北海道南幌養護学校スクールバス運行業務委託契約に係る一般競争入札参加資格を行ったものであり、かつ同業務の受注実績があるもの。  【契約方法の根拠】 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条) 北海道財務規則運用方針第3節関係2	単価契約 総価額 22,955,389円

- 注1 この様式は、年度ごと、月ごと等、適宜区分して使用すること。
- 2 課等ごとに公表する場合は、「課等名」欄は適宜削除して使用すること。
- 3 「契約の相手方」欄は、契約の相手方の商号又は名称及び住所を記載すること。
- 4 公表の対象契約のうち、特定調達契約以外の契約で公表の必要性がある契約において、契約の相手方が個人(事業者である個人を除く。)の場合にあっては、契約担当者等は、北海道個人情報保護条例(平成6年条例第2号)等関係法令に従って取得した個人情報を適正に取り扱い、契約の相手方の個人名を公表しないときには、「契約の相手方」欄に「A」、「B」など個人が特定できないように記載すること。
- 5 「契約の相手方を選定した理由」欄には、決定書等に記載した理由及び契約方法の根拠を記載すること。
- 6 単価契約の場合は、「契約金額」欄に「月額〇〇円」等と記載し、「摘要」欄に「単価契約 総価額〇〇円」等と記載すること。